

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 北海道財務局長

**【提出日】** 平成28年6月30日

**【会社名】** 北海道中央バス株式会社

**【英訳名】** HOKKAIDO CHUO BUS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 牧 野 和 夫

**【本店の所在の場所】** 小樽市色内1丁目8番6号

**【電話番号】** (0134)24-1111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 大 森 正 昭

**【最寄りの連絡場所】** 小樽市色内1丁目8番6号

**【電話番号】** (0134)24-1111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 大 森 正 昭

**【縦覧に供する場所】** 証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

##### 期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 145,033,445円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、これに伴い、任期調整の規程を削除する。ただし、平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期については、平成29年開催の定時株主総会終結の時までとする旨の附則を新設する。

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長から代表取締役へ変更する。

平成27年6月の執行役員制度導入に伴い、役付取締役に關して専務及び常務は執行役員の役位とするため、専務取締役及び常務取締役を削除する。

社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を招聘することができるようにするため、責任限定契約に関する規定を新設する。

上記変更による条文の新設に伴い、現行定款の条数を順次繰り下げる。

#### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、杉江俊太郎氏を選任する。

#### 第4号議案 監査役3名及び補欠監査役1名選任の件

監査役として、平間俊一、富岡公治、森川潤一の各氏を、補欠監査役として、北市久淑氏を選任する。

#### 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額186百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）、監査役の報酬額を年額42百万円以内に改定する。

#### 第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役11名のうち10名及び監査役3名に対し、役員賞与総額36,000,000円（取締役分32,000,000円、監査役分4,000,000円）を支給する。

#### 第7号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

平成28年3月31日付で取締役を辞任された今 雅基氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	21,684	36	0	(注)1	可決 88.9
第2号議案	21,704	16	0	(注)2	可決 88.9
第3号議案	21,655	65	0	(注)3	可決 88.7
第4号議案				(注)3	
平間 俊一	21,701	19	0		可決 88.9
富岡 公治	21,655	65	0		可決 88.7
森川 潤一	21,649	71	0		可決 88.7
北市 久淑	21,652	68	0		可決 88.7
第5号議案	21,661	59	0	(注)1	可決 88.8
第6号議案	21,674	46	0	(注)1	可決 88.8
第7号議案	21,674	46	0	(注)1	可決 88.8

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。